

2026年度（令和8年度）

経営所得安定対策等



お問い合わせ先

福山市役所
(福山市農業再生協議会)

JA 福山市

農業振興課

TEL 084-928-1031

松永建設産業課

TEL 084-930-0407

北部建設産業課

TEL 084-976-8810

神辺建設産業課

TEL 084-962-5015

沼隈建設産業課

TEL 084-980-7711

営農経済部組合員課

TEL 084-924-2214

福山グリーンセンター

TEL 084-981-2455

瀬戸グリーンセンター

TEL 084-949-2855

沼隈グリーンセンター

TEL 084-987-3980

松永グリーンセンター

TEL 084-930-4330

神辺グリーンセンター

TEL 084-963-1131

駅家グリーンセンター

TEL 084-976-9234

福山市農業再生協議会

なお、農林水産省ホームページに詳しい情報が掲載されています。

水田活用の直接支払交付金

食料自給率の維持向上を目的に、農作物を生産・販売する農業者を支援します。



交付対象者 及び 要件

交 付 対 象 者	要 件
麦、大豆、飼料用米、米粉用米、加工用米の生産者	収穫、販売（出荷販売契約書、販売計画書等を提出） ※地域の基準単収の 1/2 以上の数量
飼料作物、WCS用稲（稲発酵粗飼料）の生産者	収穫、利用（畜産農家との利用供給協定を締結） ※地域の基準単収の 1/2 以上の数量
その他の対象品目の生産者	収穫、販売（販売伝票等を提出）

対象品目 及び 交付単価

- 交付金は対象品目の作付けが 1a（100 m²）以上の場合に支払われます。
- 「★」については、同じ枠の中で合計して 1a 以上の作付けがあれば対象になります。
- 対象品目及び交付単価は、変更する場合があります。
- 原則、収穫した年度が申請できる年度となります。

対 象 品 目	交付単価（10a 当たり）
くわい、アスパラガス、ほうれんそう、い草	29,000 円程度
キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、チンゲンサイ、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン ★	6,000 円程度
さといも、かぼちゃ、甘しょ（さつまいも）、未成熟とうもろこし、いちご、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、れんこん、だいこん、ブロッコリー、はくさい、ピーマン ★	7,000 円程度
同じ作物を 20a 以上作付 ※ 麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、飼料用米、米粉用米、加工用米、くわい、アスパラガス、ほうれんそう、い草を除く	7,000 円程度
麦、大豆、飼料作物	35,000 円
飼料用米（多収品種）、米粉用米	55,000～105,000 円
飼料用米（一般品種）	55,000～75,000 円
二毛作（主食用米、麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、飼料用米、米粉用米、加工用米のいずれかで組み合わせ）	8,000 円程度
そば、なたね（①、②どちらかの要件を満たすもの） ①生産者と実需者で販売契約 ②生産者と農協等、実需者で販売契約	20,000 円以内
加工用米	20,000 円
新市場開拓用米（内外の新市場の開拓を図る米穀を作付） ※ 主食用米、加工用米、備蓄米、飼料用米、酒造好適米（一部例外あり）、米粉用米、種子用米を除く	20,000 円以内
【追加交付】3 年以上の複数年契約の取組 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された取組に限る。	【追加交付】 10,000 円以内
WCS用稲	80,000 円
地力増進作物作付助成 ① トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバーのいずれかを作付 ② 対象作物ごとに、地力増進に効果の見込まれる時期にすき込み作業を行うこと。原則として、すき込みを行う年度を助成対象とする。ただし、すき込みが播種を実施する年度の翌年度になる作物は、播種を実施する年度を助成対象とする。 ③ 地力増進作物の前作が、水稻（加工用米及び新規需要米を含む）、麦、大豆、アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、しゅんぎく、チンゲンサイ、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ のいずれかであること ④ 支援は 1 ほ場 1 回のみとする	10,000 円以内

※ 果樹（ぶどう、いちじく、レモン等）は植えてから 4 年間のみ交付金の対象

●担い手（認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農）への加算

対 象 品 目	交付単価（10a 当たり）
くわい、い草	8,000 円程度
アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、チンゲンサイ、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン	★ 8,000 円程度
さといも、かぼちゃ、甘しょ（さつまいも）、未成熟とうもろこし、いちご、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、れんこん、だいこん、ブロッコリー、はくさい、ピーマン	★ 5,000 円程度
麦、大豆（広島県栽培基準の「土壌改良技術」「病虫害防除・除草」「営農排水」のうち2つを実施）	8,000 円程度
飼料作物（WCS 用稲と飼料用米を除く）	5,000 円程度
飼料用米（地域の標準単収の8割以上であること） ※前年度の作付よりも 10a 以上増加した場合、増加した面積に対して、2,000 円/10a を加算	18,000～22,000 円程度
加工用米（①、②どちらかの要件を満たすもの） ① 中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感 のいずれかを作付 ② 実需者が指定した品種を作付（①以外の自家利用取組は除く） ※前年度の作付よりも 10a 以上増加した場合、増加した面積に対して、2,000 円/10a を加算	23,000 円程度

2026年度（令和8年度）スケジュール

2026年（令和8年）		2027年（令和9年）	
4～6月	7～10月	11～2月	3月
●営農計画書、交付申請書の提出	●作付の現地確認	●販売等確認	●交付金の支払い

5 年 水 張 り ル ー ル に つ い て

<u>水田施策の見直し</u> 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】 水田施策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。（※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします。） ※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には対象外 <u>連作障害を回避する取組</u> ○土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用 ○土壌に係る薬剤の散布 ○後作緑肥の作付け ○病虫害抵抗性品種の作付け ○その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組
--

よくある質問にお答えします

質問1	営農計画書は、内容変更や交付金の申請をしない場合でも、提出が必要ですか？
答え1	水田の現状確認も兼ねていますので、ご提出をお願いします。
質問2	産直市や無人販売所で販売していても、交付対象となりますか？
答え2	産直市の場合は、販売伝票があれば、対象となります。 無人販売所の場合は、国が定める様式に従って書類を作成すれば、それが販売伝票となります。また、作物の作業日誌及び販売の様子が確認できる書類（無人販売所の写真等）も併せて提出すれば対象となります。
質問3	営農計画書に表示されている『自己保全管理』と『産地資金その他野菜』とはどういう意味ですか？
答え3	『自己保全管理』とは、農地が耕作可能な状態で管理されていることを意味しますが、便宜上、作付けしていない農地を『自己保全管理』と表示しています。 なお、農地全面で『自己保全管理』が4年間継続した場合、交付対象外水田となります。 『産地資金その他野菜』とは、様々な野菜を少しずつ植えている状態を意味します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

生産条件が不利な麦、大豆、そば、なたねを生産・販売する農業者を支援します。

交付対象者 及び 要件

交付対象者	要 件
認定農業者 集落営農 認定新規就農者	播種前に農協等との出荷契約や販売契約を締結

対象品目 及び 交付単価

対象品目	【数量払】交付単価	【面積払】交付単価
麦	3,250 ～ 9,860 円（50～60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）
大豆	9,360 ～ 11,910 円（60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）
そば	14,340 ～ 17,280 円（45kg 当たり）	13,000 円（10a 当たり）
なたね	5,680 ～ 6,850 円（60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）

畑地化促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせください。

畑作物の需要に応じた生産を促進するため、おおむね団地化した水田を畑地化し、畑作物の本作化をする取組を支援します。①畑地化支援（7万円/10a）②定着促進支援（2万円/10a×5年）他

畑作物産地形成促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせください。

麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等のため、産地と実需者が作成する計画に基づいた取組を支援します。（4万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせください。

新市場開拓用米、加工用米、米粉用米等の生産性向上等のため、産地と実需者が作成する計画に基づいた取組を支援します。新市場開拓用米（4万円/10a）、加工用米（3万円/10a）、米粉用米（9万円/10a）他

収入保険制度

※詳細はNOSA | 広島福山支所(☎084-970-1620)にお問い合わせください。

加入対象者 及び 要件

青色申告を行っている全ての農業者（個人・法人）

対 象 と な る 収 入

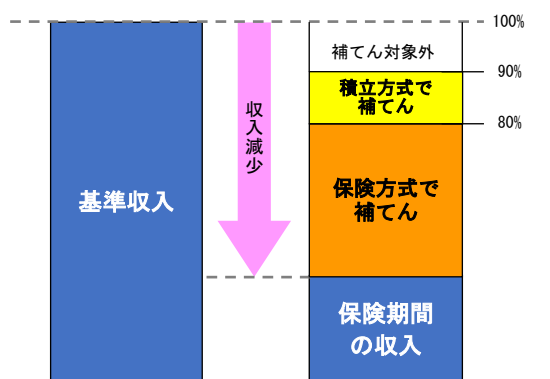
農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

補 て ん の し く み

- ・農業者は、保険料と積立金を支払って加入します。
- ・保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合、補てん金を支払います。

※ 農業共済などの類似制度と重複加入できません。

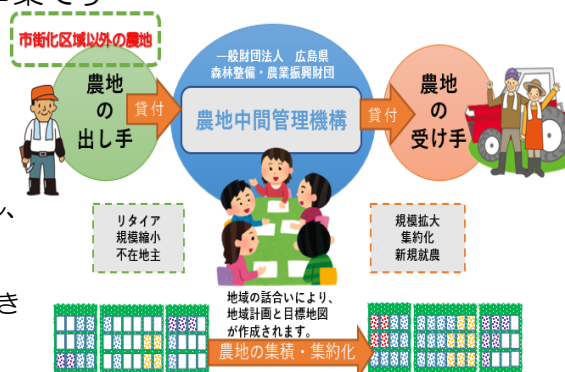
収入保険による補てんのイメージ



農地中間管理事業

※詳細は農業振興課 農地担当(☎084-928-1177)にお問い合わせください。

県が指定する農地中間管理機構が、市が定める地域計画に基づいて、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です



【出し手のメリット】

- 1 公的機関なので安心です
県から指定を受けた機構が農地をお預かりし、受け手との事務手続き等を行います。
- 2 契約満了後は必ず農地が戻ります
引き続き貸付けを希望する場合は、再度手続きをお願いします。

【受け手のメリット】

- 1 農地を長期で借りることができます
原則として10年以上で借受けることができます、経営の安定・発展に資することができます。
- 2 賃借料の支払が簡素化でき、負担が軽減されます
※使用貸借（無償）や物納も選択可能。